

## 令和2年西東京市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 令和2年3月15日（日）  
開会 午後1時00分 閉会 午後3時05分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二  
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一  
委 員 高 橋 ますみ  
委 員 後 藤 彰  
委 員 山 田 章 雄  
委 員 服 部 雅 子
- 5 出席職員 教 育 部 長 渡 部 昭 司  
教 育 部 特 命 担 当 部 長 飯 島 伸 一  
教 育 部 参 与 兼 教 育 企 画 課 長 森 谷 修  
教 育 部 主 幹（教 育 企 画 課） 和 田 克 弘  
学 校 運 営 課 長 兼 教 育 部 主 幹（教 育 企 画 課） 大 谷 健  
教 育 部 主 幹（学 校 運 営 課） 名 古 屋 勇  
教 育 指 導 課 長 内 田 辰 彦  
統 括 指 導 主 事 宮 本 尚 登  
指 導 主 事 鈴 木 章 郎  
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子  
社 会 教 育 課 長 掛 谷 崇  
公 民 館 長 高 田 敦 子  
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 6 事 務 局 教 育 企 画 課 長 補 佐 兼 企 画 調 整 係 長 工 藤 興 治
- 7 傍 聴 人 1 人

令和2年西東京市教育委員会第3回定例会議事日程

日 時 令和2年3月15日（日）午後1時から

場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第15号 令和2年度西東京市教育委員会の主要施策
- 第 3 議案第16号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第 4 議案第17号 西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則
- 第 5 議案第18号 西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について
- 第 6 議案第19号 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について
- 第 7 議案第20号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について
- 第 8 議案第21号 電子計算組織の結合について（諮問）
- 第 9 報 告 事 項 (1) 西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会報告書（案）  
(2) 新型コロナウイルス感染症対策について（報告）
- 第10 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 2 年第 3 回定例会  
( 3 月 15 日 )

午 後 1 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和2年西東京市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は山田委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は山田委員にお願いいたします。

---

○木村教育長 日程第2 議案第15号 令和2年度西東京市教育委員会の主要施策、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○和田教育部主幹 議案第15号 令和2年度西東京市教育委員会の主要施策について、説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度）における38の施策のうち、令和2年度で教育委員会が取り組む主要な16施策、21事業として掲げるものでございます。

恐れ入りますが、議案書に添付している冊子の表紙をおめくりください。見開きページ左側には、西東京市教育委員会の教育目標、右側ページには、主要施策の位置付けと、令和2年度の主要施策についての説明を掲載しております。

1枚おめくりください。こちらは目次になります。下段の注記にもありますように、教育計画上の「基本方針・方向・施策」を番号で、主要施策に基づく主要事務事業名を標題としております。

1枚おめくりください。こちらは、見開きで、西東京市教育計画の施策の体系を示しており、太字の施策が令和2年度の主要施策となっております。

1枚おめくりください。こちらは、施策シートの基本的な見方を示しております。次のページからは、各施策、事業の説明をしております。

それでは、順に説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

こちらの施策シートの見方ですが、上の段組にある基本方針・方向・施策、施策概要、事業目的には、教育計画に基づく内容が記載されています。具体的な取組には、事業目的に基づく令和2年度における具体的な事業内容を記載しております。そして、下の段組には、法定業務として毎年度実施している点検評価報告書を作成する際に参考とする事業評価に係る参考指標等として、前年度も参考数値を記載しておりましたが、より明確にするため、定量的及び定性的指標の基準を統一し、その指標を視覚的に理解できるよう、ピラミッド型とロードマップ型の図を採用しております。

それでは、隣のページ、4ページを御覧ください。

ここでは、基本方針の1、「子どもの『生きる力』の育成に向けて」、方向の2、「豊かな心を育む教育の実現」、施策の④、「読書活動の推進」に基づき、「子どもの読書環境整

備」を主要事務事業として実施いたします。具体的な取組については、子どもを取り巻く読書環境の整備を進める第4期西東京市子ども読書活動推進計画を策定します。5年ごとの計画を実施し、令和3年度から5か年の事業計画を盛り込みます。

1枚おめくりください。5ページをお願いいたします。

基本方針1、方向3、施策①、「オリンピック・パラリンピック教育の推進」では、各学校で創意工夫を凝らした取組を東京2020大会以降もレガシーとして継続していけるよう、教育活動を推進します。

6ページをお願いします。

基本方針1、方向4、施策②、「特別支援学級、特別支援教室の内容の充実」では、教育支援推進委員会の作業部会において、特別支援学級の指導内容の検討を通じ、個別指導計画の書式を市内で統一します。

1枚おめくりください。7ページをお願いします。

同じ施策となりますが、基本方針1、方向4、施策②、「マルチメディアデイジーの活用」では、マルチメディアデイジーを教育実践に取り入れていきます。

8ページをお願いいたします。

基本方針1、方向4、施策③、「中学校特別支援学級及び特別支援教室の充実」では、令和3年度の全市立中学校での特別支援教室開設に向けて、4学校をモデル校として試行実施いたします。

1枚おめくりください。9ページをお願いいたします。

基本方針2、方向2、施策①、「教員の気づきをつなげる校内体制」では、教育支援コーディネーター連絡会や生活指導主任会、小・中学校の養護教諭部会の中で情報提供と協議を行い、委員会設置の検討を行います。

10ページをお願いいたします。

基本方針2、方向3、施策①、「不登校ひきこもり相談室」では、ニコモルームと適応指導教室との連携を強化し、不登校の児童・生徒に応じた支援プランをつくっていきます。

1枚おめくりください。11ページをお願いします。

基本方針3、方向1、施策③、「給食室の改築・整備」では、中原小学校の建替工事に合わせ、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準に基づき、給食のドライシステム整備を図ります。

12ページをお願いします。

基本方針3、方向1、施策④、「ICT環境整備」では、令和元年度から中学校に整備している大型提示装置を活用した視覚的に理解が深まる授業への実施への取組に加え、児童・生徒が主体的に学習に取組、対話的な活動が活性化するようICTを活用していきます。

1枚おめくりください。13ページをお願いします。

基本方針3、方向1、施策⑤、「学校施設の適正規模・適正配置の検討」では、適正規模・適正配置の基本方針を策定するとともに、建替工事が完了する中原小学校の移転対応を行います。

14ページをお願いします。

同じ施策となりますが、基本方針3、方向1、施策⑤、「学校施設個別施設計画の策定」では、適正規模・適正配置の基本方針に基づく学校施設個別施設計画の策定、また、中学校体育館への空調設備設置実施設計及び田無小学校での大規模改造工事を行います。

1枚おめくりください。15ページをお願いします。

基本方針3、方向2、施策①、「部活動の在り方」では、部活動指導員を全市立中学校に515時間以内で配置し、合理的で効率的・効果的に部活動を運営し、活性化します。

16ページをお願いします。

基本方針3、方向2、施策②、「学校における働き方改革の推進」では、公務負担軽減を図る統合型校務支援システムを導入するほか、今後も平成29年度に導入済の出退勤管理システムにより、教員の在校時間を把握、管理し、適切な指導をしていきます。

1枚おめくりください。17ページをお願いします。

同じ施策となりますが、基本方針3、方向2、施策②、「校務支援システムの充実」では、現在使用している学校グループウェアの更新に当たり、学校グループウェアに加えて、児童・生徒の成績・学籍管理、保健管理機能を持つ統合型校務支援システムの令和3年度導入に向けて取り組みます。

18ページをお願いします。

基本方針3、方向3、施策①、「放課後子供教室」では、学習活動の機会提供事業については、実施校数の増加や内容の充実に向け、各施設開放運営協議会への支援や関係部署との連携などにより、事業の拡充を図ります。また、学童クラブとの連携を進め、学童クラブの子どもが学童クラブを休まずに参加できる仕組みの整備を進めていきます。

1枚おめくりください。19ページをお願いいたします。

同じ施策となりますが、基本方針3、方向3、施策①、「副籍制度の推進」では、副籍制度による交流及び共同学習を深く理解し、より活性化するよう取り組んでいきます。

20ページをお願いいたします。

基本方針3、方向4、施策①、「多世代が参加できる事業の提供」では、公民館のロビー等を活用して、地域住民を講師に子ども対象事業を実施するとともに、夏休みや休日に親子対象事業を実施し、子どもを通じて保護者の地域参加を推進します。

1枚おめくりください。21ページをお願いします。

基本方針4、方向2、施策①、「多文化を理解する事業」では、外国にルーツを持つ市民と地域住民が互いに理解を深め合う機会を提供するとともに、育児期の外国人女性を対象に保育付の日本語講座を実施し、地域の一員として参画していくことを支援します。

22ページをお願いします。

同じ施策となりますが、基本方針4、方向2、施策①、「図書館におけるハンディキャップサービスの充実」では、ダイジー図書製作の課題の検討を行い、視覚障害者への読書環境の充実に努めます。

1枚おめくりください。23ページをお願いいたします。

基本方針4、方向2、施策②、「子育て世代への学習機会の提供」では、保育付の公民館主催講座の実施、市民グループへの支援を行います。

24ページをお願いいたします。

基本方針4、方向3、施策③、「下野谷遺跡の保存・活用」では、エントランスゾーンや体験ゾーンの整備工事を行うとともに、復元ゾーンなどの整備に係るワークショップや実施設計を行います。

なお、本主要施策につきましては、令和2年教育委員会第2回定例会で御承認いただいた議案、令和2年度教育関係予算について（申出）の専決処分について、の予算案に基づく実施予定事業であり、令和2年市議会第1回定例会での予算案の成立により確定するものであることに御留意いただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 5ページの「オリンピック・パラリンピック教育の推進」についてなんですけれども、具体的な取組に書いてある、例えば、特色ある教育活動とか、様々な文化に対する理解を深めていくというのは、私から見ると、あまり、具体性に欠けているのではないかなど。もう少し何をされるのかがわかるように御説明いただければというふうに思います。

それから、7月にオリ・パラ教育推進のための教員研修会を行うというスケジュール感だと、実際にオリンピックが始まるまでの期間というのは非常に短いんですけれども、ここでそういう教育を推進されるのか、その辺がちよっとよくわからないということと、それから、今、取り沙汰されているコロナによって中止あるいは延期というようなことが生じた場合には、どのような対応をするのかについてお聞かせいただければと思います。

○宮本統括指導主事 オリリンピック・パラリンピック教育は、必ずしも競技の内容だけではなくて、外国語の理解だとか、あるいは国際感覚とか、ボランティア精神を育むための活動など、多岐にわたってございまして、学校ごとに計画を立ててはいますが、多くは外部の方をお招きして日本の伝統文化について学んだりだとか、あとはオリンピックやパラリンピックの選手等を招聘して話を聞いたりとか、そういった活動が多くなっております。

一方で、国際理解に関しましては、学校ごとに担当する国を割り振ってございまして、その国のことを調べたり、相手の国を尊重するような、互いの文化を認め合うようなことを学んだりとかといったことを行っておりまして、主に担当している国について学ぶ場面がほぼ多くなっていると、そういった状況でございます。

○内田教育指導課長 オリリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会でございますが、こちらは東京都教育委員会が7月に実施する教員研修でございます。主にオリンピック・パラリンピック教育のレガシー、これまで培ってまいりましたオリンピック・パラリンピック教育を今後どのようにレガシーとして引き継いでいくかということにつきまして教員研修を行うといった内容になってございます。

なお、新型コロナウイルス対応で、オリンピック・パラリンピックの観戦等の日程が万が一変更になったときにつきましては、東京都と連携しながら、あるいは校長会と情報を共有しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○山田委員 ありがとうございます。

もう1点なんですけれども、結局、オリンピック・パラリンピックを契機に、要するに多

様な文化を理解していこうという教育ですよ。ということは、オリンピックをやろうがやるまいが、常日頃から必要な教育だと思いますので、それをレガシーとするような方向でいていただければというふうに思います。

- 服部委員 15ページの「部活動の在り方」で、「部活動指導員を全市立中学校に515時間」とありまして、これは、これまでに顧問というか、御指導いただいていた方が違う御身分になられるという形も含んでいる。もしそういう場合は、何かお立場というか、できることが変わるとか、何かそういう具体的なことはあるんでしょうか。
- 宮本統括指導主事 従前の外部指導員の方が部活動指導員となっていたというケースもごさいますし、また、新規に部活動指導員として募集を行っている学校もごさいます。大きな違いは、外部指導員の場合は、顧問の教員がいて、そこに技術的な指導を補足する形になりますが、部活動指導員は顧問がいなくて活動できますので、顧問の先生の代わりに部活動指導員が子どもの指導を行うというところでは大きく異なっております。
- 服部委員 ありがとうございます。それはすばらしく、いいことだと思えるんですけども、その方に新たに権限として何か条文化というか、されたものがあるんですか。だから、顧問の教諭がないときに子どもたちを見られるようになるのはすごく重要なことだと思えるんですけども、それに伴う契約じゃないですけども、御指導や研修か何かあるんでしょうか。
- 宮本統括指導主事 部活動指導員の方には、市の教育委員会で研修を行っております。やむを得ず研修に参加できなかった方には個別に対応をしているところでございます。  
あと、応募資格等、詳細につきまして教育委員会のほうで定めて、それにのっとり募集をかけて、教育委員会のほうで面接をさせていただいた方を部活動指導員として採用させていただいていると、そういった流れになっております。
- 服部委員 わかりました。ありがとうございます。このことで、子どもたちの部活動が自由というか、あまり先生方のお忙しさの制約を受けずに広がっていくのはすばらしいなと思えました。ありがとうございました。
- 後藤委員 4ページの「子どもの読書環境整備」のところなんですけれども、令和3年度からの5か年事業計画を盛り込むということなんです。今までの取組の中で、例えばビブリオバトルですね、いわゆる本を読んだ人が5分程度でその本を紹介して、それを聞いた聴衆の方々が、どの本を読みたくったかというようなことを競技的に競うような取組なんですけれども、そのような取組は、今までされたことがありましたでしょうか。
- 中川図書館長 今お尋ねのビブリオバトルにつきましては、この事業の中では取り組んだことはございません。おっしゃったようなヒントがございましたので、第4期のほうには提案していきたいと思っております。
- 山田委員 先ほどの部活動指導員のことなんですけれども、指導員を導入した効果というか、それはどのように図っていかれるのか。例えば、アンケート調査をやるのかとか、どういうことを考えておられるかをちょっと教えていただければと思います。
- 内田教育指導課長 1つは、教員の在校時間の調査をしております。中学校の教員の在校時間がこの導入によって減少するということで、効果検証をしていくということを予定しております。



- 高橋委員 17ページの「校務支援システムの充実」についてお聞きしたいんですけども、これは先生方の働き方改革の一環だということで、現在使用している学校グループウェアを更新することに加えて、児童・生徒の成績・学籍管理、保健管理機能を持つ統合型校務支援システムを導入することなんですけど、このシステムの使い方について、もう少し詳しく教えていただけたらと思うんですけども、これを使うのは先生方ということですか。
- 内田教育指導課長 そのとおりでございます。教員がこれを使うことになります。
- 高橋委員 そして、その生徒の情報を先生方が見ることによって、例えば担任の先生が代わったときに、そのお子さんの情報を引き継ぐことに役に立つとか、そういうことにもなりますか。
- 内田教育指導課長 そういったことも期待される効果の1つとなります。
- 高橋委員 一番期待される効果というのは何なのでしょうか。
- 内田教育指導課長 今回の統合型校務支援システムの中で、特に成績管理が一括してできることが教員にとっては大きな変化になるかと考えています。具体的には、通知表での成績管理と、年度末に行っております指導要録への記入が一元的に行えることになるということが期待されるところでございます。
- 高橋委員 わかりました。ありがとうございます。
- 米森教育長職務代理者 7ページのマルチメディアデイジーのところ、障害のある方の能力アップにこういうツールを使うというのは非常にいいことだと思いますけれども、図書館で持っているマルチメディアデイジーをいわゆる特別支援関係の子どもたちに取り入れるというふうになっていますが、これを取り入れたことによって、クラスを設けていろいろ教育されていると思いますが、どういう教育効果を狙って、あわせて、子どもたちがそれを学ぶことによってどういうふうに変わっていくことを期待されるのかなというのが、このツールを入れることによってどうなるかというのは、マルチメディアは私もあまり存じ上げないのでよくわからないものですから、ちょっと教えていただければと思います。
- 内田教育指導課長 例えば、教科書を読んで理解することが苦手なお子さんにとって、読むということではなくて、耳から入ってくる情報で教科書の内容を理解することで、見て視覚的に理解するという作業だけではなくて、耳から入ってくる情報で教科書の内容を理解することができるというようなところで、子どもたちがそれぞれ特性に応じた学びが、このマルチメディアデイジーの活用によってできるということが期待されているところになります。
- 米森教育長職務代理者 とりあえずは、読み書きのところちょっと障害のある子どもたちに向けた取組ということになりますかね。
- 内田教育指導課長 このマルチメディアデイジーは、読み上げ機能がついている内容になりますので、教科書の内容を読んでいただくという、聞いてわかると。
- 米森教育長職務代理者 聞いてわかるというところに特化している。
- 内田教育指導課長 はい。ということになっております。
- 米森教育長職務代理者 わかりました。

学校施設の適正規模の関係で、13ページですけども、これからパブコメで基本方針を策定されるとありましたけれども、今、懇談会で案を作っておられますよね。ここから、この

中身を踏襲して基本方針にするわけですよね。前もいただいたかもしれないんですけども、  
どういった内容を盛り込まれて――。パブコメにかけて、そして成案にするということにな  
りますよね。どういったことを盛り込むのでしたでしょうか。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 今回の報告書の素案、そして行革の視点からも意見をいた  
だく予定です。それらを踏まえて、教育委員会において方針をまとめ、5月頃、パブリック  
コメントを行う方向で考えているところでございます。

○米森教育長職務代理者 基本方針の中には、その期間が入るわけですね、何年間か。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 基本的には、この計画については10年程度と考えていると  
ころでございます。

○米森教育長職務代理者 ありがとうございます。

○山田委員 8ページの特別支援教室等の充実、これは素晴らしいことだと思うんですけど  
も、教職員の確保についてはどのようにされていくのかを知りたいのと、それから、10ペー  
ジのひきこもり相談室、これも素晴らしい取組だと思うんですが、一方で、大人のひきこも  
りというのも、なかなか最近、社会的に問題になってきていて、そういうところに対しての  
支援というのは教育委員会のマターではないのかということをお聞きさせていただきたいと思  
います。

それからあと、12ページの「ICT環境整備」で、66万5,000円という事業予算額なん  
ですけども、この予算で全市立中学校に、ここに書かれているようなことが実現可能な  
のかどうかということをお聞きいただければというふうに思います。

○内田教育指導課長 特別支援教室に関しまして、令和3年度から本格実施になったときには、  
そのときの学級数に応じまして、教員が正式に東京都から配置されることとなります。

○宮崎教育支援課長 「不登校ひきこもり相談室」に関連しまして、大人のひきこもりのこと  
ですけども、地域共生課のほうで、ひきこもり・ニート対策事業というものを  
行っております。初めは生活保護家庭だけだったんですけども、今は、生活困窮者  
ということで、保護世帯だけでなく対応するようになっております。ニコモ  
ルームからそちらにつなげていくという事例もござい  
ます。

○木村教育長 ICT関係の66万5,000円という予算でという御質問ですが、何を  
どうするのかと。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 29 分 休憩

午後 1 時 29 分 再開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

○内田教育指導課長 この66万5,000円につきましては、中学校に設置しま  
す短焦点型のプロジェクターと授業用のノートパソコンに充てるものでござ  
います。

○山田委員 1校当たり大体7万円ちょっとなんですけれども、その程度で用意  
できる――なかなかちょっと少ないのではないかなと。

○内田教育指導課長 現在、中学校には、各校9台の短焦点型のプロジェク  
ターと、それから授業用のパソコンを配置しているところでござい  
ます。この66万5,000円につきましては、

それに追加して配置するものでございます。

○山田委員 わかりました。ありがとうございました。

○服部委員 マルチメディアデイジーの、先ほど教育指導課から御説明があったんですが、ここに「図書館」とありますが、これは、図書館がこの資料を収集して学校に供与するというものと、それから、そういった困難を抱えた人が、図書館に直接そういった資料の貸し出しを要求してお借りできるということで、「図書館」と入っているのでしょうか。

○中川図書館長 マルチメディアデイジーの活用につきましては、ソフトの中身を先生方に御紹介する、あるいは御説明するということも含めまして、取り組みたいと考えております。その上で、図書館で所蔵しておりますマルチメディアデイジーの資料を提供したいと考えております。

○服部委員 ありがとうございます。

○高橋委員 9ページの「教員の気づきをつなげる校内体制」の中に、新しく、心の健康育成——協議会ですか、委員会ですか——という委員会を学校内に設置するというような内容がありますが、この委員会を設置することになった経過と、「スクールソーシャルワーカーの活用を促進する役割を担う教員」は、どのような先生が担うことになるのか、もう少し、心の健康育成委員会のことについて具体的にお話しいただければと思います。お願いします。

○宮崎教育支援課長 委員会は、（仮称）心の健康育成委員会と申します、これに関しましては、令和3年以降の設置を検討していくということで、令和2年度は、その委員会設置に向けた協議を行っていくというものでございます。そして、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用推進の役を担っている教員は、教育支援コーディネーターです。（仮称）心の健康育成委員会は、例えば生活指導的な課題であったり、不登校の課題であったり、様々な課題の背景にある心の状態というのを理解するということが大変重要で、それを校内に共有していけるようにするためのものです。どのようなやり方で行っていくかを来年度は検討していく予定です。

○高橋委員 ありがとうございます。そうすると、生徒に働きかけるというよりは、先生方の御相談とか、先生方のためのとか、具体的にはそういうことですか。

○宮崎教育支援課長 おっしゃるとおりで、まず、先生方がその背景を理解できるようにするために、どのように進めたらいいかということのを来年度検討していくというものでございます。

○高橋委員 そうなんですね。わかりました。ありがとうございます。

○服部委員 23ページ、公民館で、「子育て世代への学習機会の提供」とありまして、公民館では、幼い子を育てる人たちの講座ということ、私自身が昔、受けたぐらい、ずっと長くやっておられるんですけども、今は非常に、2歳までの——3年保育で幼稚園に行く前の、生まれ落ちてからの特に最初の1年の子どもへの働きかけとか、言葉磨きとか、そういう部分がスマホ等によっても脅かされているという実情がある中で、何かこれは、少し踏み込んだことを目指しておられるのでしょうか。

○高田公民館長 保育付講座は、委員がおっしゃったとおり、6か月から利用できるんですけども、やはり幼稚園に入ってしまうと、なかなか保育室に参加されないといったことが非

常にあります。各講座、10回以上の長い講座の中で、テーマは様々なんですけども、その中で自分自身を見直したり、子どもへの働きかけや周囲との関わりを見つけたり、また、保育室といったところの中で、保育員や保護者、そして公民館の仲間との関わりなどを見つけたりする中で、子どもへの働きかけ、そういったことも含めて全体的に取り組んでいるものでございます。

○服部委員 本日に今、私、去年1年間学校を見せていただいて、すごく困っている子どもたちが増えている印象を受けまして、それは様々なことがあると思うんですけども、やはり学校はそういうお子さんを受け入れて、御指導して、卒業させるということがお仕事になりますけれども、やはり予防という意味で、5、6年したら小学校に上がってくるわけですから、そこでの親子の関係づくりとか、子ども自身が脳に傷を負わないための子育て、親が子どもの脳の仕組みもちゃんとわかって、発達を理解した上で子育てに当たるような機会が本当にならないように思うんですね。子育てを学ぶ場がないように思うので。それは保健所とかそういうこととの絡みかもしれませんが、全体的に子どもを守るというか、そういうところを加味した講座を公民館主導で、また、ほかの施設との連携も含めて一歩進めていただけたらいいなど。これは希望です。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○後藤委員 1点だけ、8ページの「中学校特別支援学級及び特別支援教室の充実」の点で、1点お願いがあるんですが、実情や実態が違えばあれなんですけれども、この特別支援教室の新たな開設に向けて、都教委から当然人事があると思うんですが、その際、新規採用教員ですね、いわゆる大学卒業、出たてとか、あるいは講師経験がないとか、そういった教員が配置される可能性も無きにしもあらずかとは思うんですね。そうしたときに、学校の校長先生や関係の職員だけではなくて、委員会であったり、あるいは教育委員会のほうでも、是非必要な支援なり、指導・助言をしていただいて、そういった初任の教員でも、何とか周りと連携・協力しながら特別支援教室の充実が図れるようお願いしたいということで、これは来年度、再来年度に向けても同じかとは思いますが、是非よろしくお願いします。

○木村教育長 御要望ということで承りました。

ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

これより議案第15号 令和2年度西東京市教育委員会の主要施策、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第3 議案第16号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○和田教育部主幹 議案第16号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、について説明申し上げます。

本議案は、文部科学省の公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務

を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の公示に伴い、規則の一部を改正するものです。

恐れ入りますが、2枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

左側の改正案です。主な改正の内容でございますが、新たに第30条として、教育委員会が学校に所属する教育職員の業務量の適正な管理を行うものとする規定を設けるものです。

なお、施行日は、令和2年4月1日といたします。

私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 第30条で新たに業務量の管理の項が入ったので、これは、従来は給与の中で補填されていて、あまり明確でなかったと思うんですが、これまでと違って、この管理が入ったことで、事務処理みたいな部分が変わるかと思うんですよね。最後にそれを見る、校長先生なのか、教育委員会までは来ないと思うんですが、その辺の手続も事務的に変わるのでしょうか。

○和田教育部主幹 まず、こちらにつきましては、1か月なり1年なりの業務時間の上限をまず定めたものです。具体的な手続といたしますか、何か作業が変わるといよりは、そのきっかけ、働き方改革の一環として取り組んでいただくこととなります。

教育委員会では、平成30年12月に、学校における働き方改革推進プランを策定しておりますので、その取組を進めていくことで、この業務量の適切な管理を進めていくという流れになります。

○米森教育長職務代理者 業務量の適切な管理というのは、これまでも必要だったと思いますし、今回、新たに教育委員会で定めてきたので、多分、絶えず、働き方改革の一環としてでも、業務の超勤の具合をウォッチしないといけないということになると思うんですよね。そういう場合に、従来はどなたがやっていたか、副校長先生かよくわかりませんが、そこをそのままなくて、やはりちゃんと見るという意味では、例えば校長先生が見なさいとか、毎月各学校の状況は報告させるとか、何かそういう必要性がないと実効性が上がらないと思いますので、規定を置いただけだと、ただ置いてあるだけになるので、それを、実効性が上がるためには何か仕掛けをする必要があるかなというふうに思ったものですから、お尋ねした次第です。

○内田教育指導課長 昨年5月から市立学校におきまして出退勤管理システムを導入いたしました。その出退勤管理システムにおきまして教職員の在校時間を把握できるようにしているところでございます。そのことにつきまして、現状の中では、教育委員会、教育指導課と、学校と、データを共有しながら、今、管理をしているところで、今後、毎月報告するなどの必要が出てきたときには、その管理システムを使いまして在校時間の把握をしてまいりたいと考えているところでございます。

○米森教育長職務代理者 よろしく申し上げます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第16号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、を

採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第4 議案第17号 西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則、日程第5 議案第18号 西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正については、関連する内容が含まれていることから、西東京市教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づきまして、一括して審議したいと思っております。提案理由の説明を求めます。

○内田教育指導課長 議案第17号 西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則、議案第18号 西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について、につきまして、説明申し上げます。

本議案は、改元に伴い様式の一部を変えること並びに様式変更に伴い、これまで校長の専決事項としていた内容と様式が不一致だったものを修正すること、名称を正式な名称に改正するなどのものがございます。

恐れ入りますが、議案第17号を1枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

第2条に、「その委任を受けた者を含む。」を新たに加えました。また、第3条の「教育長」を「西東京市教育委員会教育長」に改めました。

続きまして、議案第18号 西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について、につきましては、恐れ入りますが、議案第18号を2枚おめくりいただき、様式を御覧ください。

現行の「平成」を削り、空欄としました。また、「教育委員会殿」を空欄に「宛」としたものでございます。附則として、「この訓令の施行の際、この訓令による改正前の西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程様式第1号及び第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる」ものとしております。

なお、施行日は、両議案ともに、令和2年4月1日といたします。

私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第17号 西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第18号 西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第6 議案第19号 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について、日程第7 議案第20号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正については、関連する内容が含まれることから、西東京市教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づきまして、一括して審議したいと思います。提案理由の説明を求めます。

○内田教育指導課長 議案第19号 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について、議案第20号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について、につきまして、説明申し上げます。

本議案は、都費負担職員である非常勤講師などが会計年度任用職員に変わることに伴い、名称を変更すること並びに様式変更に伴い、これまで校長の専決事項としていた内容と様式が不一致であったものを改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案第19号を1枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

第1条に、「者で、常勤の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員。以下これらを「職員」を、左側にございます「一般職の職員（以下「職員」に変えるものでございます。

続きまして、議案第20号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について、につきましては、恐れ入りますが、議案第20号を3枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

第1条に、「者で、常勤の職員、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下これらを「学校職員」を、左側にございます「一般職の職員（以下「学校職員」に変えるものでございます。さらに、第1条の「常勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下これらを「教員等」を、「一般職の職員（以下「教員等」に変えるものでございます。

また、さらに1枚おめくりいただき、様式を御覧ください。

現行の「教育長」を空欄に「宛」としたものでございます。

附則として、「この訓令の施行の際、この訓令による改正前の学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程様式第1号、様式第1号の2及び様式第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる」ものとしております。

なお、施行日は、両議案ともに、令和2年4月1日といたします。

私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 第19号と第20号で、市立学校に勤務する一般職の職員が、19号では、「職員」となっているんですけども、20号では「学校職員」というふうになっていて、整合性がない

のかなというふうに思うんですけども、いかがなのでしょう。

○内田教育指導課長 こちらの条文につきましては、東京都の条文に倣って今回作成したものでございますが、実際のところは支障がないものと認識しております。

○山田委員 単純に同じ規程の中で、両方とも「職員」でないのがどうしてなのかなという単純な疑問なんですけれども。学校に勤務する一般職の職員が、職員と、学校職員と、それから教員と、3種類いるというふうに思ってしまうんですけども。

○木村教育長 暫時休憩といたします。

午後 1 時 56 分 休憩

午後 1 時 57 分 再開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

○内田教育指導課長 「学校職員」のほうは、この職の中では特別支援教室専門員も含めた内容になってございまして、教員もその中には含まれますが、教員以外の者も含まれます。その下に書いてございます「教育公務員の教育に関する兼職等」につきましては、教育公務員に関するものでございますので、これは教員のみに限られているものでございます。ですから、下のほうは「教員等」というような区分けとなっているものと理解しております。

○山田委員 しつこくて申し訳ないんですけども、どちらも学校ですよ。その学校職員と教員を除く一般職の職員というのは、特別支援云々の人が入っているか入っていないかという読みの違いになるという――。

○内田教育指導課長 現在の職の中では、そういった内容になります。

○山田委員 わかりました。

○服部委員 具体的に、例えば、学校司書さんなどは、こういう会計年度任用職員の中ではどういうお立場――。

○内田教育指導課長 学校司書の方につきましては、市で取り扱っている会計年度任用職員という形になりますので、今回の改正に伴う東京都費の会計年度任用職員とはまた別の内容となっております。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第19号 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第8 議案第21号 電子計算組織の結合について（諮問）、を議題といた



します。提案理由の説明を求めます。

- 内田教育指導課長 議案第21号 電子計算組織の結合について（諮問）、につきまして、説明申し上げます。

令和2年度に予定しております統合型校務支援システム導入に伴い、外部データセンター及びサービス提供型システム利用につきまして、西東京市個人情報保護審議会へ諮問する必要があるため、本定例会におきましてお諮りいただくものでございます。

恐れ入りますが、議案第21号を1枚おめくりください。諮問事項でございます。

西東京市立小・中学校において、統合型校務支援システムを令和2年度以降に導入する予定でございます。統合型校務支援システムは、システム会社が保有する外部データセンター内に構築し、学校ネットワークと仮想専用ネットワークによって結合することを想定しております。

条例第12条第1項本文の規定により、市の電子計算組織とほかの電子計算組織を通信回線により結合することは行ってはならないとされておりますが、同項ただし書きの規定により、審議会が個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めた場合はこの限りではないとされております。

このことから、西東京市教育委員会の電子計算組織と外部データセンターを結合（接続）することについて、条例第12条第1項ただし書きの規定に基づき、諮問するという内容でございます。

説明は以上でございます。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

- 米森教育長職務代理者 諮問される中で一番大事な点ということで、個人情報を外部に提供する、しかも外部にデータが行っちゃうので、個人情報の保護というのは、ここに書かれているように、すごく大事、一番大事ななと思うぐらいだと思いますよね。そういう意味で、セキュリティーを万全にさせていただきたいというのはもとよりなんですが、そこを例えば、今度、入札などをする場合に、企画書、プロポーザルの協議にしても、入札仕様書をやはり厳しくそこら辺を書き込んだほうが良いというような気がするものですから。そういう仕様書を策定するときには、外部の知見とかを生かしながら、厳しいものを置くようなことをやらないと、決まってから、その会社に任すよりは、最初にこちらから厳しい要件で決めたほうが良いような気がするんですけども。こちらの入札の仕方とかはよくわかりませんが、そこら辺を担保するためにどういうふうにやっておられるのか。

- 内田教育指導課長 こちらの入札に当たりましては、情報推進課で意見をいただいております情報政策専門員の方がいらっしゃいますので、その情報政策専門員の方から意見をいただきながら、そういったプロポーザル等の要件定義につきまして固めてまいりたいと考えているところでございます。

- 米森教育長職務代理者 是非よろしく申し上げます。

- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第21号 電子計算組織の結合について（諮問）、を採決いたします。原案の

とおりに可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第9 報告事項に入ります。質疑は後ほど一括して行いたいと存じます。

(1) 西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会報告書(素案)、の説明をお願いいたします。

○和田教育部主幹 それでは、西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会報告書(素案)、につきまして、報告いたします。

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会で作成しました本報告書は、現時点での取りまとめとして、2月下旬に教育長へ報告がございました。本報告書の概要について説明させていただきます。

お手元の資料を1枚おめくりください。左側、目次のページでございます。

本報告書は、「はじめに」と「むすびに」のほか、4章の構成となっております。第1章では、「適正規模・適正配置の現状」として、児童・生徒数の推移、小・中学校の配置状況、教育環境の変化などの課題整理等をしております。第2章では、「適正規模・適正配置の検討」として、検討の前提となる本市の計画上の位置づけや、基本的な視点についてまとめております。第3章では、「適正規模・適正配置による教育環境への影響及び留意点」として、懇談会で検討した具体的内容が報告されております。最後に、第4章では、「適正規模・適正配置の考え方と今後の方向性」として、今後、教育委員会で策定する学校施設の適正規模・適正配置基本方針に向けた基本的な考え方についてまとめております。

それでは、主な項目について説明いたします。

4ページをお願いいたします。学校施設の配置状況でございます。まず、小学校でございます。こちらは、一部の学校で近接配置が生じている状況でございます。

5ページをお願いいたします。中学校です。中学校につきましては、おおむねバランスよく配置されております。

9ページをお願いいたします。2段落目の記載でございます。今後ですが、学校施設の改修や更新状況を考慮しまして、40年先を見据えた中長期的な対応のため、適正規模・適正配置の基本的な考え方や基準、進め方を示すべきとしております。その一方で、今後の人口変動等にも対応できるよう、一定の、おおむね10年を目途に、時点修正を視野に入れる必要性についても述べております。

16ページをお願いいたします。適正規模・適正配置の基本的な考え方として、1学年当たりの学級数は、小学校が各学年2学級以上、中学校が各学年3学級以上としております。また、1学級当たりの児童・生徒数は、東京都の学級編制基準と同様とすることが妥当であるとしております。

19ページをお願いいたします。今後の取組方法として、今後、実際に取組を推進するに当たっての留意点を示してしております。基本的な考え方として、保護者・地域住民との連携による検討の必要性や、学校施設とほかの公共施設等を複合化した場合の方向性などが報告され

ております。

20ページを御覧ください。下段では、懇談会の検討の取りまとめとして、子どもの教育環境の改善や、保護者・地域住民との協働など、考え方を5項目にまとめております。教育委員会といたしましては、本報告書素案をベースに基本方針の策定に向けた検討を開始いたします。

説明は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(2)新型コロナウイルス感染症対策について(報告)、の説明をお願いいたします。

○和田教育部主幹 それでは、新型コロナウイルス感染症対策につきまして報告いたします。

西東京市では、1月下旬から庁内対策会議におきまして情報共有や協議を行ってまいりました。その後、令和2年2月21日に、市長を本部長とした西東京市新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部を設置いたしました。

教育委員会といたしましては、教育長が同対策本部の副本部長として、また、部長級職員が本部員として参加しております。対策本部における検討結果に基づき、本市全体で各種取組を実施しているところでございます。今回は、教育委員会に関する取組を報告させていただきます。

それでは、資料を御覧ください。

はじめに、主に学校教育に関する取組でございます。

1、市立小・中学校の休校につきましては、学校保健安全法に基づき、感染症予防の観点から、市内27校全ての市立小・中学校に対して、3月2日(月曜日)から春休み開始前まで臨時休業を行うものでございます。こちらは、新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための緊急対応の措置であるとする国からの要請の趣旨を踏まえ、臨時休校の措置が妥当であるものとしたところでございます。

次に、2、卒業式及び修了式の取扱いでございますが、必要最低限の規模において実施するものでございます。このうち、卒業式におきましては、感染症対策を講じた上で、保護者の方を各世帯2人まで参列していただくこととしております。

3、児童・生徒の受入れにつきましては、臨時休業期間中は、児童・生徒の健康、安全を第一に考え、原則、自宅で過ごすこととしておりますが、保護者にやむを得ない事情がある場合、市立小・中学校で受け入れることとしております。

4、市立小・中学校休業に伴う給食農産物の販売会につきましては、食品ロスを防ぐ観点から、市民の方を対象に農産物の販売会を実施いたしました。

続きまして、主に社会教育に関する取組でございます。

5、市主催事業の中止につきましては、公民館・図書館などの市主催の各種イベントを3月末まで中止いたします。

恐れ入りますが、裏面を御覧ください。

6、市公共施設の休止等につきましては、公民館・図書館の休館や学校施設の貸出し休止など、市の公共施設を3月末まで休止いたします。

7、図書館休館中における予約資料の受渡し対応につきましては、各図書館で予約資料の受渡しを行うものでございます。

このほか、直近の御報告といたしまして、本日午前中ですけれども、給食農産物の販売会の2回目をひばりヶ丘駅南口のイベントスペースで実施いたしました。また、明日16日からは、市立小・中学校27校において校庭開放を実施する予定でございます。

続きまして、A3横の資料を御覧ください。こちらは、先ほど申し上げました臨時休業期間中の児童・生徒の受入れ状況調査結果でございます。

まず、受入れ初日である3月3日の欄の下段でございます小・中合計の項目を御覧ください。合計でございますが、通常学級計106人、特別支援学級計7人、合わせて113人ございました。

続きまして、裏面をお願いいたします。直近の受入れ実施日である3月13日の欄を御覧ください。小・中学校合計として、通常学級合計112人、特別支援学級が計14人、合わせて126人ございました。

詳細につきましては、後ほどお手元の資料を御参照願います。

教育委員会といたしましては、引き続き市長部局と連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいります。

以上、御報告とさせていただきます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

まず、初めの、学校施設適正規模・適正配置検討懇談会報告書に関する御質問をお受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山田委員 先ほどの議案第15号の主要施策の13ページの図を見ると、基本方針のパブリックコメントの内容の検討が4月から5月というスケジュールになっていると思うんですけども、そうすると、基本方針はいつできあがって、いつパブリックコメントを開始するのか。スケジュール的に見て、もう3月なんですけれども、そのところはどういうふうになっているのかを教えてください。

○和田教育部主幹 基本方針ですけれども、こちらの内容をもとに策定を開始しまして、おおむね4月下旬から5月頃になると思うんですけども、パブリックコメントを実施する。ですので、おおむね3月、4月の期間をかけて基本方針の素案を策定します。パブリックコメントの結果を踏まえまして、6月の教育委員会において基本方針案として御提案する予定でございます。

○山田委員 パブリックコメントが4月から5月ぐらいで、基本方針が4月の頭ぐらいにできあがるんですか。そうすると、教育委員会には、そのパブリックコメントが行われる前には、原案はかからないんですか。

○和田教育部主幹 教育委員会につきましても、パブリックコメント実施に当たりまして御提案をさせていただく予定です。

○山田委員 多分、教育委員会が基本方針を作るわけですよね。その原案をパブリックコメントに出す前に、委員会にかかっているなければおかしくないですか。

○和田教育部主幹 おっしゃるとおりでして、パブリックコメントをかける前にも教育委員会

に御提示する予定です。

○山田委員 4月の教育委員会定例会にかけて、そこで一応の了承が得られたらパブリックコメントということでよろしいですか。

○和田教育部主幹 はい。

○山田委員 ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに御質問はございませんか。

暫時休憩といたします。

午後 2 時 18 分 休憩

午後 2 時 19 分 再開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

○和田教育部主幹 申し訳ありません。

4月下旬に実施しますパブリックコメント前に、教育委員会で先程の私の発言につきまして、改めて説明いたします。原案を御提示させていただきます。その上で、パブリックコメントを経た上で意見を反映させて、最終的には6月の教育委員会でお認めいただくような流れとなります。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

○木村教育長 ほかにございませんか。

では、新型コロナウイルス感染症対策について、御質問がございましたらよろしくお願いたします。

○山田委員 法的にも科学的にもあまり根拠のない一斉休校ということで、同調圧力もあって、時間もなかったもので、仕方のない決断だとは思いますが、これはやっぱりいろいろな識者が言っていることで、出口戦略というか、いつどうやってやめるのかということをきちんと考えておかないと、もう既に、とてつもない影響が出ていると思うんですけれども、やめるにやめられなくなると。恐らく、全くわかりませんが、このような感染者の微増というか、こういうような状況が、まだしばらく4月以降も続く可能性もあるし、それ以前に爆発的な流行が始まれば、それこそ休校を続けなければいけない。だから、3月末、入学式の予定表もいただいていますので、多分、入学式はできるだろうと、皆さん、希望されているんですけれども、そこら辺のところの、どうやって――要するに、今の状態がだらだら続いた段階で、例えば学校を、このまま休ませるといようなことは、本当に教育機会を奪うという、とてつもない人権侵害になるわけで、そこら辺のところをきちんと考えておかないと、この先が問題になると思うんですね。だから、今までのところを問題視するというよりも、もし4月以降、いろいろなシミュレーションをして、どういうふうな対応をしていくのかということを中心に考える必要があると思うんです。

やっぱり問題なのは、今の段階、恐らく西東京市は多分、患者さんも出ていないだろうし、学校関係者に患者さんが出ているかどうか私は知らないですけれども、情報がないので。もしそういう状況で、普通の感染症対策を行えば防御できるにもかかわらず、こんなことという表現はよくないかもしれないですけれども、してしまったということだとすれば、やっぱり4月以降というか、そのこのところの戦略をきちんと考えていく必要が極めて重要だと思

ます。

○木村教育長 今、御意見ということなのですが、ほかに何かございますか。

○米森教育長職務代理者 今、山田委員がおっしゃったように、これからどうするかということも大事だし、これが続くということであってもそうなのですが、今回突然で、準備のない中で臨時休校、先生方も保護者の方も誰もわからない中で、いきなりこういうものが入ってきたので、どうしたらいいかという部分だと思うんですが、ただ、子どもたちの場合だと、休みとばかりも言っていられなくて、やはりこれまでの課題とか、1か月近くの期間が奪われるわけで、未履修の問題とか、これまでの課題をどうするかと。家庭学習が大事だということも言われていましたし、家庭の中でどうしていくかということも大事だと思っていますので、例えば課題とかは出されていると思いますが、うちの隣の子なんかは、もう課題はすぐ終わっちゃったと。そういう人には、どうするかと。

この前なんかも、みんな、校庭が開放されたので、行くところできてよかったと思うんですが、子どもたちが家ばかりにはいられないので、公園がいっぱいになってしまうということで、やはり子どもたちを、課題をどうしていくかということと、未履修をどう片づけていくかと保護者の方も心配している方がいらっしゃるので、あまりこれが続くというのは、なかなか家庭には、やっぱりされないことなので、今回そういうこともあるかと思っておりますので、初めてのことで、どういうふうにお考えかをちょっとお聞かせ願えれば。

○宮本統括指導主事 未履修の問題に関してお答えいたします。主に小学6年生や中学3年生の卒業生に関しましては、教科書の内容等は修了している状況でございます。そのほかの学年におきましては、1単元あるいは1単元未満ほど残っているところがあるというところは把握しておりますので、家庭学習で補う必要もございますが、新学期に入ったところで、年度当初に前年度の内容を復習しながら補充していく必要があると考えております。

現状では、春休み前までの臨時休業というふうにご設定しておりますが、もし動向等が変更になるようであれば、またその問題も検討していく必要があるということは承知しております。

○山田委員 ここで配られたA3のものは、各学校での預かり状況だと思うんですけども、学童クラブとかあちらのほうの実態はどういうふうになっているのでしょうか。

○木村教育長 資料はありますか。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 学童クラブにつきましては、全部で35ございまして、3月2日から、土曜日も含めて預かりを行っているところでございます。現行におきましては、約950名を超える方々が学童クラブに通っている、そのような状況でございます。

○山田委員 多分、本日だと思うんですけども、学童保育学会というところが、全国の学童保育に携わる施設の現状を調べて、かなり疲弊していると。高密度の中に子どもたちを預からざるを得ないし、職員の対応ももう限界に近いので、何とかしてくれということをや要望書としてまとめたものを公開されているんですけども、西東京市の今の950人という子どもたちがいるということが、例えば学童クラブの中で逆に感染の機会を上げているのではないとか、あるいは職員の方々が、言ってみれば超過労働というようなことを強いられているのかどうかという点については把握されていますでしょうか。

○飯島特命担当部長 学童保育でお預かりしている人数というのは、先ほど報告させていただいたとおりなんですけれども、全体の定員数に対する登所しているお子さんの割合というのは、大体5割に満たっていない状況でございます。やはり保護者の皆さんも、学童の過密化というところについては十分注意されているのかなという印象を持っておりまして、各学童保育で、定員に対して約8割以上のお子さんが来る場合については、学校の空き教室であったり、あと、児童館に併設されている学童保育については、ほかの部屋を使って分散させるなど、そういう方向性のもとで進めています。実際に預かっているお子さんの数とすれば、通常よりも少ない状況でございますので、その辺については心配ないのかなというふうな認識を持っています。

あと、体制の問題でございますけれども、西東京市の場合は朝から夕方までということで、春休みと同じ対応をとっています。学童保育については、委託事業者か、もしくは今でいう非常勤特別職の学童保育の先生方という形になりますが、児童館の正規職員もおりますので、そういったところが応援体制をとりながら対応をとっているということでございますので、特に大きな問題はないというふうな認識を持っております。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

○服部委員 図書館が、休館中における予約資料の受け渡しに13日から入っていただけたのはすばらしく、多摩地区の中でも早目に動いていただけてよかったなと思うんですけれども、今日が3日目で、実際には利用者にはその情報が届いているというのは——ホームページをチェックしたりしている方はいいんですけれども、もうすっかり諦めて、閉まっているしと思っている方も多いかと思うんですが、今の3日間の実情というか、もしおわかりでしたら教えていただけますか。

○中川図書館長 13日といいましょうか、13日からやるという告知が、市のホームページも含めまして2日前から始めましたので、実際には2日前ほどから予約の受け付けの数が、通常1日1,000件だったものが2,000件になり、13日の全館の貸し出し数が4,500冊余り、たまたま昨日は雨、雪でしたので、2,100に戻りましたが、今日はまた天気が回復しておりますので、恐らく昨日の分も含めまして5,000冊ぐらいが出るのだらうというふうに考えております。

現状、特別な混乱はございませんけれども、利用者を入れないという、水際ということで、風除室等でカードをいただいて、その中は職員が受け渡しをするという、通常は利用者の方、皆さんでセルフサービスでしていただく作業を、今、職員が代行しているということになります。今のところは問題はないと思いますが、開館を望む声が直接ございましたので、それについては、また検討したいと考えております。

○服部委員 今、そうやって借りに来る中に、子どもの姿というのはございますか。

○中川図書館長 お子様単独の場合ですと、小学校高学年以上のお子様はいらっしゃる場合があります。小さい子は御家族連れでということではございました。

○服部委員 ありがとうございます。

○山田委員 教育委員会にお聞きすることかどうかわからないんですけれども、市の公共施設が休止になっていて、さらに3月31日まで休止になっているんですけれども、その中で、野

外のスポーツ施設まで休止になっているというのは、私はなかなか理解しがたいんですけども、その辺の決定の経緯というようなことというのはわかりますでしょうか。

○渡部教育部長 公共施設の一時休止という判断は、対策本部の中で決められたことでございますが、ここで学校のほう、2時間ですけれども、校庭開放するということにいたしました。また、いこいの森公園のボール広場につきましては開いていくと、そういうようなことで、徐々にこの状況に合わせて対応してまいります。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

それでは、このコロナウイルス対策につきましては、先ほど山田委員からも御意見がございましたように、今後の、3月が終わって4月に入った、それ以降についても、対策本部の協議などをもとにしながら、我々もいろいろシミュレーションを考えていかなければいけないという認識は持っておりますので、またいろいろな機会に御意見や御要望がもしございましたら、お寄せいただければと思います。次の教育委員会的时候には、またいい方向で展開できていけばいいなというふうに思っております。

それでは、以上で報告事項を終わります。

---

○木村教育長 日程第10 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。特にございませんでしょうか。

○山田委員 前回お願いしていた学校の校則を読ませていただいて、やはり私としては、最近問題になっているような記載も結構あるのかなというふうに感じました。恐らく今、校長会と検討中ということですので、それこそ、自ら考える子どもたちを育てるわけですから、例えば、校則を検討するようなところにも子どもたちが、児童・生徒が――児童はあまりいなか。生徒が参加できるような仕組み等も考慮していただいて、あまり窮屈で息の詰まるような、管理された学校というふうなことでなくて、本当に子どもたちが伸び伸びと生活できて、学んでいけて、自ら学ぶような態度を作っていけるような、そういう決まりみたいなものを納得づくで作れるような雰囲気は是非作っていただきたいというふうに思いました。意見ですけれども、よろしくお願ひします。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして令和2年西東京市教育委員会第3回定例会を閉会します。どうもありがとうございました。

午 後 2 時 35 分 閉 会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長



署 名 委 員